

京都市交通局管理規程第1号

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年6月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「国会関係者」を「児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する幼児（1歳以上6歳未満の者をいう。）」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第10条の見出し中「乗車券の通用区間」を「通用区間」に改め、同条中「乗車券を所持する」を「第3条各号に規定する」に改め、「旅客は」の右に「、別に定める場合のほか」を加え、同条第2項を削る。

第11条第2項を次のように改める。

第3条第1項に規定する旅客に対しては、乗車券の発行を省略することとし、当該旅客の改札等の取扱いは別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局営業推進室)